

令和 6 年度東員町公共交通及びデジタル広告活用 P R 業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、令和 6 年度東員町公共交通及びデジタル広告活用 P R 業務の契約候補者を選定するため、プロポーザルの実施に関して必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和 6 年度東員町公共交通及びデジタル広告活用 P R 業務

(2) 業務内容

令和 6 年度東員町公共交通及びデジタル広告活用 P R 業務仕様書のとおり

(3) 委託料上限額

6, 4 0 0, 0 0 0 円

【内訳】

①公共交通機関を利用した P R 事業

4, 4 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

②デジタル広告を利用した PR 事業

2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(5) 契約方法

公募型プロポーザルで決定した契約候補者との随意契約

3. 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、以下の全ての条件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 東員町財務規則（昭和 6 3 年 9 月 1 日規則第 1 1 号）第 1 2 5 条第 2 項又は同条第 3 項に規定する資格を有する者の名簿（印刷又は広告代理・企画）に登録されていること。

(3) プロポーザル参加申込書提出期限日以降において、指名停止措置を受けていないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続き開始の申立てをした又はされたとき、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続き開始の申立てをした又はされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にないこと。

(6) プロポーザル参加申込書提出期限日以降において、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 2 9 年東員町告示第 7 4 号）に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。

- (7)「令和6年度東員町公共交通及びデジタル広告活用PR業務公募型プロポーザル実施要領」及び「令和6年度東員町公共交通及びデジタル広告活用PR業務仕様書」で定める業務について、十分な遂行能力と適正な執行体制を有し、当町の指示に柔軟に対応できること。

※参加意思確認時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しない場合がある。

4. 提出書類及び方法等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の「プロポーザル参加申込書（様式第1号）」等の書類※へ必要事項を記入、押印の上、後述の14の事務局（提出及び問合せ先）へ提出すること。

(1) 提出期限・提出書類

【提出期限：令和6年7月12日（金）午後5時まで】

- | | |
|---------------------|----|
| ・プロポーザル参加申込書（様式第1号） | 1部 |
| ・会社等概要書（様式第2号） | 3部 |

【提出期限：令和6年7月23日（火）午後5時まで】

- | | |
|---------------|-----------|
| ・企画提案書（様式第3号） | 8部 |
| ・見積書（様式第4号） | 正本1部、複写7部 |
| ・実施体制（様式第5号） | 8部 |

※すべての様式は、提出部数8部のうち1部は社印押印の原本とし、残りの7部は複写可で社名が特定される部分は黒塗り等を行うこと。また、企画提案書の記載内容に社名が特定される表記は行わないこと。

(2) 提出方法

14の事務局（提出及び問合せ先）へ直接又は郵送（必着）とする。提出書類についてはすべて紙媒体で提出すること。なお、提出書類は一切返却しない。

5. 質問及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、令和6年7月12日（金）午後5時まで質問書（様式第6号）にて、政策課広報秘書係へ電子メール(kouhou@town.toin.lg.jp)で提出すること。

なお、質問事項及び質問事項に対する回答については、全ての質疑をまとめて参加者全員に電子メールで通知する。

6. 候補者の選定方法

(1) 参加資格審査

プロポーザル参加申込書（様式第1号）等を提出後に参加資格の書類審査を実施し、その結果を令和6年7月17日（水）付け（予定）で通知する。

(2) プレゼンテーション、審査

次のとおり、本プレゼンテーションの採点を行うために設置された「令和6年度東員町公共交通及びデジタル広告活用PR業務事業者選定委員会」に対して、プレゼンテーションを行うこと。

【スケジュール】

番号	項目名	注意事項等
1	日時・会場	・令和6年7月29日（月）午前9時以降 ・集合時間および会場については、事業者ごとに「参加資格審査結果通知書」で指定する。
2	順 番	・プロポーザル参加意思確認書到着順とする。
3	持ち時間	・【プレゼンテーション】25分以内 ・【委員からの質疑】10分程度
4	出席者	・3人以内 ・事業者を特定できる名札等はつけないこと。
5	持参物等	・パワーポイント等を使用する場合は、東員町で大型モニター等の準備をするが、パソコン等は参加者が用意すること。 なお、接続についてはHDMI接続を想定している。
6	審査について	・事前提出書類とプロポーザル参加者が行うプレゼンテーションの内容に基づき審査する。

7. 審査の評価基準

審査は、選定委員が各事業者からのプレゼンテーションを受け、質疑を行った後、次の項目について評価を行い、その合計点数が最も高い事業者を契約候補者として選定する。各選定委員の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、7の評価基準のうち評価項目①と②の合計点数が高い方で決定する。それでも差がつかない場合は、評価項目③⑤④の順でそれぞれの点数が高い順番で決定する。

評価項目	内 容	配点
①企画・提案力1	ラッピングバスを運行するにあたり、東員町のPR事業として、効果が見込める提案であったか。	30点
②企画・提案力2	東員町のPR動画を放映するにあたり、東員町のPR事業として、効果が見込める提案であったか。	30点
③企業提案	本町が仕様書に示す2事業（公共交通機関を利用したPR事業・デジタル広告を利用したPR事業）以外に効果的なPR方法の提案があったか。	20点
④業務実績及び実施体制	本業務を迅速に遂行する体制が十分にできおり、類似した経験と実績を有しているか。	10点
⑤見積金額	企画提案書に見合った見積額の妥当性があるか。	10点
合 計		100点

8. 選定委員会

選定委員会の委員は、東員町職員から概ね5名の範囲で構成する。なお、委員がやむを得ず審査に参加できない場合は、当該委員が指名するものを委員とすることができる。また事務局は政策課に置く。

9. プロポーザル審査結果

プロポーザル審査結果は書面にて参加者に通知する。なお、電話等での問い合わせは一切受け付けない。

10. 契約候補者との契約

町は契約締結に向けて、候補者と業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。なお、協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

11. スケジュール（予定）

	手 順	時期、期限等
1	参加申込書の提出締切	令和6年7月12日（金）
2	質問書の提出締切	令和6年7月12日（金）
3	質問書に対する回答	令和6年7月17日（水）
4	参加資格結果通知 プレゼンテーション時間決定通知	令和6年7月17日（水）
5	企画提案書等の提出締切	令和6年7月23日（火）
6	プレゼンテーション、審査	令和6年7月29日（月）
7	契約候補者の選定結果通知	令和6年7月29日（月）
8	契約候補者の選定結果公表	令和6年7月29日（月）
9	契約候補者との打合せ	令和6年7月31日（水）
10	契約締結	令和6年7月31日（水）

12. 提案者の失格

提案者が次の何れかに該当する場合は、失格とする。

- （1）提出書類に虚偽の記載、他事業者の盗作等があった場合
- （2）会社更生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる場合
- （3）その他公平な審査を妨害する行為があったと認められる場合

13. その他留意事項

- （1）期限までに企画提案書等の提出がなかった者、プレゼンテーション当日指定された場所、時刻に来ない者は辞退したものとみなす。
- （2）提案者から提出のあった書類等の著作権は提案者に帰属するものとし、契約に至った場合に使用する他は事業者選定以外には使用しないものとする。
- （3）本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合、東員町情報公開条例の規定に基づき、開示する場合があるが、公開することで企業に不利益を与えるおそれのあるものについては、原則として公開しない。
- （4）書類提出後の提案書等の修正または変更は認めない。
- （5）提出書類に虚偽の記載をした場合は、東員町建設工事等資格（指名）停止措置要領（平成29年東員町訓令第2号）に基づき指名停止措置を行うことがある。
- （6）プロポーザル参加意思確認書提出後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「辞退届（様式第7

号)」を提出すること。

(7) 本業務の遂行にあたり、地方自治法等の関係法令を遵守すること。

(8) 本業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合には、「東員町個人情報保護条例」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(9) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。

(10) 審査は非公開とする。

(11) プロポーザルに参加する費用はすべて参加者の負担とする。

(12) 適正な人員と体制を整え、業務の各過程において当町と十分に協議すること。

(13) 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、当町と受託者で協議の上、定めるものとする。

(14) 審査に関する方法、内容及び結果に対する不服申し立ては認めない。

14. 事務局（提出及び問合せ先）

(1) 東員町役場政策課広報秘書係

(2) 住 所 〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

(3) 電 話 0594-86-2862

(4) F A X 0594-86-2851

(5) Eメール kouhou@town.toin.lg.jp